

## 『北海道食の安全・安心条例』の点検・検証について(答申)(11/20)の付帯意見の計画案への反映

第2回北海道食の安全・安心委員会(11/20)にいただいた「北海道食の安全・安心条例の点検・検証について」の答申の付帯意見を次のとおり第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)に反映

	『北海道食の安全・安心条例』の点検・検証について(答申)(11/20)の付帯意見	第5次北海道食の安全・安心基本計画(案)の主な反映箇所
1	国際情勢の変化や多発する自然災害などにより食料調達のリスクが高まるなど、食をめぐる情勢が変化していることなども踏まえて、道民及び生産者等が食の安全・安心に関し一層理解を深められるよう配慮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関する情報を広く提供するため、様々な情報媒体や各種イベントの場を活用 (第3部の第1の1(情報の提供))</li> <li>・リスクコミュニケーションの効果的な実施 (第3部の第4の1(情報及び意見の交換等))</li> </ul>
2	社会の環境意識の高まりを踏まえて、食の生産から消費に至る各段階で環境負荷の低減に配慮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策推進の視点として、「環境保全と安全な食料の安定供給の両立」を規定 (第2部の2の(2)(施策推進の視点))</li> </ul>
3	堆肥や下水汚泥など国内の有機質資源を活用した生産を図る際には、安全性や環境リスクに配慮すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の地域資源の有効利用にあたっては、適切な資材利用の周知・啓発を図る (第3部の第2の2の(1)のイ(有機農業の推進))</li> <li>・下水汚泥の肥料利用にあたっては、農業者・消費者の理解促進等が図られるよう安全性・品質の確保に加え、リスクコミュニケーションを推進 (第3部の第2の5の(1)(農用地の土壤汚染の防止))</li> </ul>
4	食育はあらゆる世代に必要であり、特に子どもたちに対する食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから、取組の充実を図ること	<p style="text-align: center;">＜第5次北海道食育推進計画(案)に反映＞</p>